

広島からの報告

「改憲・戦争阻止！教え子を戦場に送るな！

広島教職員 100人声明」呼びかけ人

1 「君が代不起立処分撤回」人事委員会・裁判闘争

【呼びかけ人田中・権代（広高教組）の裁判】

- 2011年6月に広高教組（43人）裁判 最高裁棄却
→高教組本部は人事委員会への不服申立てを取り下げる
- 2013年から田中・権代ら4人が人事委員会審理を開始。
田中・権代は地裁、高裁、最高裁を闘う。
- 2018年11月 最高裁は審理せず上告棄却

【呼びかけ人平野（広教組）の裁判】・・・別紙資料

- 2020年11月 高裁不当判決
- 2020年12月 最高裁上告→2021年5月上告棄却
- ・人事委員会の林委員は元教育次長・分限免職審査会会長だった。
- ・不祥事防止では「経済的影響」強調⇔処分したら「最も軽い」

2 卒入学式への「日の丸」「君が代」の強制反対・・・別紙

- 2021年12月安芸高田市校長会、感染防止対策で「全ての斉唱を行なわない」決定。その後県教委の指導で「君が代」だけは斉唱。
- 2021年2月県教委へ「100人声明」として申し入れ
- ・関係部署ではないので分からない。一切回答はしない（是正指導以来）。

3 「100人声明」運動

2018年安倍が2年後の2020年改憲を掲げた。これに対し、「君が代」不起立処分撤回裁判原告を中心に「100人声明」運動を立ち上げ、組合・職種、非正規正規、現職退職に関わらず広島の教職員が改憲阻止の声をあげる運動として、2018年9月から賛同の呼びかけを開始した。

- 2019年2月10日 100人声明集会 声明を発信
- 2020年7月「コロナ危機を利用した改憲攻撃を許さない」緊急アピール
11月「変形労働時間学習会」
- 2021年2月23日 2周年集会「今教育現場は？働き方を考える」
◇多忙化・非正規・多職種・多様な働き方・コロナ感染・民営化など学校現場の今を問い直した。
 - ・学校給食：コロナ不況で米飯を請け負う第三セクターが倒産し、遠隔地の系列の施設から米飯を運ぶことになった。教育・医療・自治体など「もうけてはいけない」だから「公共」民営はそぐわない。
 - ・非正規：会計年度任用職員制度は待遇改善ではなく首切り自由だ。
 - ・是正指導の影響：他県に異動して広島の教育破壊に改めてきづかされた。

- ・評価制度：時短勤務者への評価をちらつかせた圧力。
- 2021年8月5日「8・5全国教職員交流集会」呼びかけ

4 8月6日をめぐる攻防

8・6「拡声器規制条例」を粉碎、新たに「平和推進基本条例」と闘う

2018年以来、8月6日を「厳粛」な日として反戦反核運動をなくす策動との攻防が続いている。

①松井市長「拡声器規制条例」制定画策した

- ・2018年記念式典周辺の拡声器規制を画策
 - ・諸団体（8・6大行動、原水禁、平和運動センター、憲法を守る県民会議、弁護士会）が市へ反対要望書 →断念させた！
- ◇被爆75周年・オリンピック・安倍改憲の年である2020年
2020年8月6日には闘いをつぶすため規制を適用しなかった。

②2020年コロナを理由に規模縮小

- ・安倍・河井克行は「お招き」し、被爆者・遺族・一般を減らす。
 - ・「慰霊に目的を絞る」←恒久平和・核廃絶をなくすのか。
- ◇何のための誰のための8月6日かが焦点になった。

③2021年市議会が「平和推進条例」画策・・・別紙

○条例案

「市民は本市の平和の推進に関する施策に協力する」（5条）

「厳粛な式典」（6条2項）

○反対意見多数

- ・市民に義務を課すのか？被爆者運動（市民）こそが推進してきたではないか。
- ・表現の自由の弾圧だ！
- ・パブリックコメント：600人、1000以上の意見
- ・広島弁護士会が意見書提出
- ・新聞報道

○市議会の「平和推進条例検討委員会」は委員の意見が分かれた場合は「原案にもどす」＝結局原案しか通らない

- ・保守系議員（被爆者）「こんな検討委員会なら辞める」離席

◇「平和」の名で反戦・反核の闘いをつぶす「平和推進条例」には断固反対です。

「君が代」不起立処分 撤回裁判を闘うにあたって

控訴人 平野綾子

2013年3月卒業式前、2月安芸高田市教育長、3月教育室長・指導係が来校して私を直接指導しに来ました。これまで県教委は、「何ら問題となるものではなく」としていたのですが、今回、県教委は「本来は個々の職員を指導することが予定されていない市教育委員会にまで原告に対する直接の指導を行わせたとする控訴人の主張に対しては否認する。」と「県教委が市教委に指導したことを否定」しようとするために、「本来予定されていない行為」であることを自ら暴露しました。

私の心に浮かんだのは、世羅高校の校長の自死です。自死の直前、教育委員会が校長宅をおとずれることになっていました。この場合、県教育委員会が県立学校長を指導しようとしたのは法的には違法ではないかもしれませんが、しかし、指導権限が違法でないとしても、個人の良心において到底承服できないその指導内容によって自死へ追い込んだのです。処分の乱発を始めとする異常な県教委の暴力的・強権的な強制が、世羅高校の校長を自死に至らしめ、安芸高田市教委の「通常ありえない」行動とらせ、現在の教育の上位下達、閉塞感を生み出した元凶です。

その県教委は「君が代」の強制は「是正指導に従っただけで広教組・高教組を弱体化させる目的はなかった。」といます。しかし、是正指導自体が広教組・高教組をつぶす目的でした。「指導に従っただけ」の一言などで許されません。

安倍首相は退陣しましたが、1998年文部省是正指導は改憲のための攻撃の一環でした。1987年中曾根が「労働組合をつぶし、お座敷をきれいにして新憲法を安置する。」として国鉄分割民化し、1995年には日教組が文部省とパートナーシップを結ぶにいたりました。それでもなお戦う旗を守っていた被爆地ヒロシマに、国家の体重をかけてきたのが是正指導でした。安倍は「集団的自衛権」閣議決定、「安保法改悪」「共謀罪」「特定秘密保護法」など次々と戦争法案を作って改憲の外堀を埋め、全国一斉休校という強権を発動して退陣しました。さらに「敵基地攻撃能力」などと、他国を焦土と化そうとしています。

改憲をもくろむ者にとって、被爆地ヒロシマの再び戦争を許さない思いが広がることほど恐ろしいものありません。今年被爆75周年の記念式典を恒久平和・核廃絶を抜き去り「慰霊だけ」に「本質の転換」をしようとしたのも2020年改憲攻撃と一体のものでした。「君が代」強制反対は、戦争教育・強権支配への闘いであり、現実の改憲攻撃を阻む闘いです。戦争・改憲反対の思いをつなげていくことこそ、裁判を続ける意味だとおもっています。

～高裁の審理で明らかになってきたこと～

人事委員会林委員は実は元「分限免職審査会」会長だった！

◇林委員は元県教育委員会の次長であることだけでも、県人事委員会の委員として不適切であり、不服申し立てを審理するのはおかしいと追及してきた。

◆今回、処分にあたり、まず「広島県教育委員会分限免職審査会」が審査を行い、その案を教育委員会へ提出すること、審査会の会長は教育次長であること、林元人事委員は審査会の副会長・会長を歴任。つまり、処分を進めるお膳立てをしていたことが判明！

◇本件の該当年度と重なっていなければよいなどという問題ではない。処分のお膳立てをしておきながら、人事委員として不服申し立ての審理すること自体がありえない！

不祥事防止では「経済的影響」強調、処分したら「もっとも軽い」と強弁

◇経済的損失を明らかにしろ、明らかにしないまま処分妥当性など審理できないと追及。

◆県教委はこれまで「計算は不要、計算できない。」「給与そのものへの影響はない」「もっとも軽い処分」「大きな影響を及ぼすものではない」などと言っていた。今回、高裁の要求を受け瞬時に計算。県教委発行の「不祥事の根絶」では、懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職金すべてに影響します。」と経済的影響があることが強調されている。

◇相手によって態度を変える不誠実さ。「不祥事根絶」では損失を強調しておきながら、実際、戒告処分を出して不服を申し立てると「たいしたものではない」という。

所属長をとばした市教委の直接指導、その不当性を県教委が「ポロリ」自白！

◇2013年3月卒業式前、直属の上司である校長をとばして、2月安芸高田市教育長、3月教育室長、指導係が来校し、直接指導したのは違法・不当であると追及してきた。

◆これまで、県教委は「何ら問題となるものではなく」としてきた。しかし、今回、県教委は「本来は個々の職員を指導することが予定されていない市教育委員会にまで原告に対する直接の指導を行わせたとする控訴人の主張に対しては否認する。」と「県教委が市教委に指導したことを否定」しようとするために、「本来予定されていない行為」であることを自ら暴露！

◇不起立者・処分者をださないために、保身に走らせる県教委の強権的な強制が原因！

福岡からの報告

2021. 7. 18

はじめに

緊急事態宣言下でのオリンピックが現実のものとなった。市民の命のことなど何とも思わない日本政府とIOC等の連中がやっていることが世界中に知れ渡ることとなった。「日の丸・君が代」強制も同じ背景の中にある。不屈の闘いで、彼らを叩き潰すまで、私たちの闘いは終わらない。

福岡での闘い

「憲法＝9条改憲に反対し、改悪教育基本法を許さない！実行委員会・福岡」は、コロナ禍にもかかわらず、毎週火曜日の「辺野古アクション」、金曜日の九州電力本店前での「来んしゃい金曜脱原発行動」は、2020年5月5日の1回休んだだけでずっと闘い続けてきました。毎月1回定例の会議を行い、2ヶ月に1回「教育労働者通信」発行・配付（100部ほど）を行っています。

自衛隊への名簿提供反対の闘い

昨年の本集会で報告したように福岡市長高島は、維新に近い麻生や安倍の子分ですが、年頭の記者会見で朝日新聞記者の質問に、自衛隊に若者の名簿を提出することを表明しました。提供を許さない闘いを多くの市民運動の仲間たちと始めていきました。市議会本会議員や総務財政委員会の傍聴や個人情報保護審議会の傍聴動員、市議会への請願書提出、市民局や個人情報室への申し入れ抗議行動等を各市民団体が五月雨式に行いました。各市長も3つ会派（みどり市民ネットワーク、共産党、社民・立憲系の市民クラブ）が市長や市当局に対して抗議申し入れ行動を行いました。この闘いは、コロナ感染の中で行われも同時並行で行っていましたが、市長は姿勢を変えず、提供を決定しました。しかし、この市民の闘いによって、除外申請が、保護者でもでき、その際の本人確認も市役所ですら普通に行きするときのように、免許証や保険証の提示だけで良いと言うことを勝ち取りました。その結果、名簿提出の人数は29,817人ですが、そのうち、除外申請者が233人となりました。（一昨年京都で行われた同様な除外申請の人数は14人だったそうです）この闘いの中で、ある私立高校の校長先生が除外希望者を募って一括申請したことがわかって

います。市議団や市民運動の仲間が自衛隊に名簿を提出する際は同席をさせてくれと申し入れをしてきたにもかかわらず、市民局は、混乱を招くかもしれないからと言う理由で、私たちに連絡せず6月5日、自衛隊に名簿を提出。要請した市議に事後報告（ある市議の場合はメモが置かれていた）したため、急遽1週間で500人超の賛同人を集め、6月19日に市民局へ抗議申し入れをしました。

自衛隊への名簿提供法制化の動き

この闘いは、市側が提供をやめるということを自衛隊に連絡しなければ自動的に毎年名簿提供が行われる取り決めになっていたため、今後長期戦になるということで、今後の闘いをどうするかの話し合いを持った7月14日に、事務局をしている人が、たまたまネット上で、ある文書を発見し、会議で大問題となりました。

熊本県の合志市と長崎県の大村市が提案団体となって自衛隊への名簿提供を法制化してほしい旨の対案をしています（下記が提案の支障事例）。大阪府と21の市（北は、旭川市から南は鹿児島市まで）が共同提案団体となっています。

その会議で、今後この問題をまず当該の地方自治体の議員に直接資料を送り知らせていった上で、全国的な問題として闘っていくことを決定し、12月13日にシンポジウムを行うことを決め、それまでの間に各団体で更に活動していくことを決めました。

12月13日シンポジウム開催

第1部

・基調講演 園田寿さん（甲南大学法科大学院教授）「名簿提供の法的問題と法定化の問題点指摘」・ZOOM講演（ネット拡散不可）

第2部から「市民連合ふくおか」facebookにて配信・アップ

① 福岡市の状況

・「福岡市の経緯」説明：実行委員会メンバーから報告
 ・講演会 講演者 井下顕さん（弁護士、防衛大学校人権侵害裁判などを担当）
 内容「福岡市の提供をめぐる方法とその問題点など」

② 全国・福岡県内の自治体の状況

福岡県： 芦屋町 筑後市 小郡市（提供→閲覧）

全国：京都市京都市 愛知県名古屋市長野県駒ヶ根市千歳県柏市
日本平和委員会が全国の状況報告

⑤ 次年度に向けて

- ・市民3人と市議7人（立民1人・社民2人・緑とネット2人・共産2人）の発言
- ・最後に「1213シンポジウム呼びかけ文」採択一次年度に向けての決意表明
- （内容）名簿提供の撤回を求めること、対象者へ除外申請を勧めることとの2点

月一回（第4水曜）の高校・大学周辺での街頭行動決定

月一回の街宣を、高校生・大学生の乗降が多い駅周辺で順書に行っていくことを決定し、シンポジウムの最後に発表。1月西新、2月六本松、3月・4月香椎、5月延喜（5月にも一回六本松の予定だったが雨天中止）で実施。

◆2021年6月4日金曜日・午前、福岡市が、29536人分の名簿を提供◆

今年の名簿申請は、67人（18歳44人22歳23人）でした。昨年の233人より少ないが、責任の第一は、福岡市による周知不足です。7月（7/21）からは、3年目の闘いと言うことで右のようにチラシを一新して行います。



デジタル改革法案成立

5月ほとんど議論もせず、デジタル改革法案が成立しました。この法案は、デジタル化を利用して、あらゆるデータを収集しながら、行政が持つ膨大な個人情報を「利活用」しやすいつまみにしようというものです。

最大の問題は、個人情報の保護という観点で、プライバシー権を侵害するような内容となっています。個人情報保護法には、2015、16年の法改正で、匿名加工などをすれば、個人情報を本人の同意なく第三者に提供できる制度が設けられています。今回の法案は、個人情報の「利活用」をさらに促進するために、民間、国の行政機関、独立行政法人をそれぞれ対象とした三つの個人情報保護法を一元化し、自治体が独自に制定する保護条例にも縛りかけるとしています。特に行ける「オープンデータ化」と、自治体による個人情報のオンライン結合（情報連携）の禁止を認めないことです。自衛隊名簿提供問題も同列にあります。自衛隊名簿提供問題を置いて、個人情報の保護という観点何れでも守りたいと思います。

中学校・高等学校教科書の採択に伴う闘い

教科書採択の問題について、福岡を中心に、佐賀、長崎、大分などの闘いや集会、街宣行動に行くとき、教科書の展示会の日程を知らせ、展示会でのアンケート記入や採択会議への傍聴行動を組織しました。「つくる会」系の教科書の採択を許さない取り組みを行いました。

7. 8月福岡・長崎で反戦闘争

7月24日には、長崎の「岡まさはる記念」平和資料館の設立者で、長崎在日朝鮮人の人権を守る会の栗田利明さんを招き福岡反戦集会を。

8月8日には、佐世保市で、エンタープライズ阻止闘争から54年間、毎月行動をしている「19日佐世保市民の会」との交流会を行い、8月9日には長崎反戦集会・デモを行います。

